

## 第18回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月20日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)
3. 出席委員 18名
4. 欠席委員 0名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第56号	農地法第18条の規定による合意解約の成立状況の確認について
日程第3	議案第57号	現況証明願いについて
日程第4	議案第58号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第5	議案第59号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今から、第18回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は17名であります。

金曾 浩文 委員が、所用のため本日の会議に遅れてくる旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により、議長において、3番 片岡 文洋 委員、4番 宮嶋 敏男 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

11月30日の第17回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

#### 農業委員会業務報告

##### 1. 会議関係について

- (1) 12月 4日 (火) 大樹町営牧場運営委員会  
光地園牧場 会長・代理出席
- (2) 12月10日 (月) 第1回大樹町航空宇宙産業基地研究委員会  
大樹町生涯学習センター 代理出席
- (3) 12月11日 (火) 平成30年度市町村農業者年金協議会代議員等研修  
池田町田園ホール 農業委員出席 欠席4名
- (4) 12月12日 (水) 尾田地区農地等交換分合事業 地権者説明  
拓北2件 推進委員3名出席
- (5) 12月11日 (火) 第4回大樹町議会定例会  
～14日 (金) 役場4階議場 会長出席
- (6) 12月17日 (月) 大樹町都市計画審議会  
役場2階中会議室 会長出席
- (7) 12月17日 (月) 尾田地区農地等交換分合事業 地権者説明  
帯広市1件 推進委員2名出席
- (8) 12月18日 (火) 尾田地区農地等交換分合事業 地権者説明  
芽室町1件 推進委員2名出席
- (9) 12月20日 (木) 尾田地区農地等交換分合事業 地権者説明  
帯広市1件 推進委員2名出席

##### 2. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、1法人から提出がありましたので、添付資料のとおり報告致します。書類等の内容については、いずれも完備されておりました。

ので、受理致しました。

3. 農地法第3条の規定による資格審査について

所 在：大樹町（地番）

法人名：（ 新規法人 ）

代表取締役 （ 氏 名 ）

詳細については、笹田より説明いたします。

笹田係長

農地法第3条の資格審査について説明いたします。

（地区）の（法人設立者）が新規法人を立ち上げたことに伴う農地法第3条の申請が提出されたため、農地所有適格法人として適切か審査を行いました。

1. 農地法第3条の資格審査について

番号1番

貸主 （地区） （ 氏 名 ）

借主 （地区） （ 新規法人 ） 代表取締役 （ 氏 名 ）

権利の種類 使用貸借

期間 10年間

土地の所在 （地番）以下計68筆

地目 畑

面積 合計714,080.43㎡

法人形態要件 株式会社につき、適合

事業要件 今後3か年の販売計画では、農業と関連事業による売り上げのみと  
なっているため、適合

議決権要件 法人構成員は3名で、3名ともに農業及び農作業に320日従事する  
計画であるため、適合

役員要件 法人構成員3名とも、農作業に320日従事する計画であるため、適合

以上で説明を終わります。

水津局長

4. その他

（1）12月18日（火） 平成31年度 町予算査定

尾田地区農地等交換分合事業継続のための予算

以上で業務報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告の内容について質疑はありませんか。

原口 委員。

7 番  
原口委員 法人報告についてですが、未だに法人報告書の提出がなされていない法人があるようですが、報告書を提出していただけるように連絡等は行っているのでしょうか。

議長 暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。  
事務局より回答いたします。

中村主任 原口 委員の質問についてですが、法人報告書が未提出となっている法人につきましては、FAXや電話で連絡を取って法人報告書を提出するよう指示しておりますが、現在まで提出されておられません。今後は、文書送付によって提出を促すよう進めていきたいと考えています。

7 番  
原口委員 分かりました。

議長 他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長 以上で業務報告を終わります。  
日程第2、議案第56号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長 議案第56号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。  
今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は2件でございます。  
申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。  
以上で提案説明を終わります。

議長 それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第56号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計3筆

面積 合計88,159㎡

契約年月日 平成28年1月1日

解約年月日 平成30年11月29日

土地の引渡し日 平成30年11月29日

農地法第3条による賃貸借

番号2番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

所在 (地番) 1筆

面積 20,230㎡

契約年月日 平成28年11月10日

解約年月日 平成30年12月10日

土地の引渡し日 平成30年12月20日

農地法第3条による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第56号、番号1番から2番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第57号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第57号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは1件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主任

議案第57号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計6筆

公簿地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 合計129,683㎡

地区担当委員 富倉 浩之 委員

この案件は、登記簿地目を現況地目に変更登記するための申請でございます。

申請地は、11月2日の農地パトロールの際に現地調査を行っており、農地以外と判定している土地であります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番について、地区担当委員より報告を求めます。

富倉 浩之 委員から報告願います。

2番

議案第57号、番号1番について報告いたします。

富倉委員

申請地は、農地パトロールの際に確認いただいておりますが、ぬかるみや傾斜があり農作業を行えない土地であるため、畑以外であると判定されております。農地

として利用できないため、登記簿地目を畑以外とすることは止むを得ないと判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第57号、現況証明願いについての件を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
日程第4、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は7件でございます。内容は、後継者移譲に伴う使用貸借が2件、法人設立に伴う使用貸借が1件、後継者移譲に伴う賃貸借が2件、一般の賃貸借が2件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。  
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から6番の内容について、事務局より説明を求めます

笹田係長

議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可について説明いたします。

番号1番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計 16 筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 406,783 m<sup>2</sup>

理由

貸主 経営移譲による貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営状況

自作地

使用収益権を有する土地 494,942 m<sup>2</sup>

労働力 3名

借主の家畜の状況 肉牛 126頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 参加

遺伝子組換え作物 無

作付(予定)作物 一部連作

使用貸借 10年間 無償

地区担当委員 柚原 千秋 委員

番号 2 番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計 3 筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 88,159 m<sup>2</sup>

理由

貸主 経営者の変更による貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営状況

自作地

使用収益権を有する土地 494,942 m<sup>2</sup>

労働力 3名

借主の家畜の状況 肉牛 126頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし



農薬の使用 農薬使用  
共同防除活動 参加  
遺伝子組換え作物 無  
作付（予定）作物 一部連作  
賃貸借 10年間 529,000円（10a当り6,000円）  
地区担当委員 柚原 千秋 委員

番号3番

貸主 （地区） （氏名）  
借主 （地区） （氏名）  
土地の表示 （地番）以下計31筆  
台帳地目 畑及び牧場  
現況地目 畑及び牧場  
面積 合計387,744㎡  
理由  
貸主 経営の移譲に伴う貸付  
借主 同上理由による借受  
借受人の経営地の状況  
自作地  
使用収益権を有する土地 1,759,284.97㎡  
労働力 4名  
借主の家畜の状況 乳牛160頭  
周辺地域との関係  
水利調整 該当なし  
農薬の使用 農薬使用  
共同防除活動 該当なし  
遺伝子組換え作物 無  
作付（予定）作物 一部連作  
使用賃貸借 10年間 無償  
地区担当委員 原口 武実 委員、富倉 浩之 委員

番号4番

貸主 （地区） （氏名）  
借主 （地区） （氏名）  
土地の表示 （地番） 1筆  
台帳地目 畑  
現況地目 畑  
面積 20,230㎡

理由

貸主 借主の希望による貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

使用収益権を有する土地 1, 759, 284. 97 m<sup>2</sup>

労働力 4名

借主の家畜の状況 乳牛160頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付（予定）作物 一部連作

貸借 8年間 52, 000円（10a当り2, 600円）

地区担当委員 原口 武実 委員

番号5番

貸主 （地区） （氏名）

借主 （地区） （氏名）

土地の表示 （地番）以下計5筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計42, 150 m<sup>2</sup>のうち33, 669 m<sup>2</sup>

理由

貸主 借主の希望による貸付け

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

所有地 469, 416 m<sup>2</sup>

使用収益権を有する土地 111, 918 m<sup>2</sup>

合計 581, 334 m<sup>2</sup>

労働力 5名

借主の家畜の状況

乳牛 90頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 減農薬

共働防除活動 該当なし  
遺伝子組換え作物 なし  
作付（予定）作物 連作  
賃貸借 1年間 203,000円（10a当り6,050円）  
地区担当委員 今村 昭仁 委員

番号6番

貸主 （地区） （氏名）

借主 （地区） （氏名）

土地の表示 （地番）以下計8筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計161,534㎡のうち123,575㎡

理由

貸主 借主の希望による貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

所有地 738,683㎡

使用収益権を有する土地 2,423,033㎡

合計 3,161,716㎡

労働力 19名

借主の家畜の状況

乳牛 1,151頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）面積 一部連作

賃貸借 1年間 747,000円（10a当り6,050円）

地区担当委員 今村 昭仁 委員

1番から4番は、経営移譲に伴う使用貸借による権利の設定、賃貸借の案件となります。

5番から6番は、借主の希望による賃貸借の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し

添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。  
以上で説明を終わります。

議長 次に、番号1番から2番について、地区担当委員より報告を求めます。  
柚原 千秋 委員から報告願います。

1番 議案第58号、1番と2番について報告いたします。  
柚原委員 1番につきましては、貸主の経営移譲に伴う農地の使用貸借の案件で、2番につきましては、借主の父親が経営移譲する事に伴い、借りていた農地を後継者に貸し付ける案件になります。  
申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。  
また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。  
ご審議のほど、よろしく願います。

議長 次に、番号3番から4番について、地区担当委員より報告を求めます。  
原口 武実 委員から報告願います。

7番 議案第58号、3番と4番について代表して報告いたします。  
原口委員 3番につきましては、貸主の経営移譲に伴う農地の使用貸借の案件で、4番につきましては、借主の父親が経営移譲する事に伴い、借りていた農地を後継者に貸し付ける案件になります。  
申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。  
また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。  
ご審議のほど、よろしく願います。

議長 次に、番号5番から6番について、地区担当委員より報告を求めます。  
今村 昭仁 委員から報告願います。

10番 議案第58号、5番と6番について報告いたします。  
今村委員 5番につきましては、借主の希望による農地の賃貸の案件となります。  
申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。  
また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

6番につきましても、借主の希望による農地の賃貸の案件となります。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第58号、番号1番から6番の農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

それでは7番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号7番

貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計68筆

台帳地目 畑及び牧場

現況地目 畑及び牧場

面積 合計724,817.43㎡のうち714,080.43㎡

理由

貸主 農地所有適格法人の設立に伴う貸付

借主 同上理由による借受

借受人の経営地の状況

自作地

使用収益権を有する土地 714,080.43㎡

労働力 4名

借主の家畜の状況

乳牛 260頭

周辺地域との関係

水利調整 該当なし

農薬の使用 農薬使用

共働防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 なし

作付（予定）作物 一部連作

使用貸借 10年 無償

地区担当委員代理 今村 昭仁 委員

7番は農地所有適格法人設立に伴う使用貸借による権利の設定の案件となります。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号7番について、地区担当委員代理より報告を求めます。

今村 昭仁 委員から報告願います。

10番

議案第58号、7番について報告いたします。

今村委員

貸主が農地所有適格法人を設立したことに伴う農地の使用貸借の案件となります。

申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

また農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開いたします。

日程第5、議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第59号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は8件でございます。内容は、新規の使用貸借が1件、賃貸借が2件、経営移譲に伴う公社事業の利用権移転が1件、更新の賃貸借4件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第59号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番) 以下計45筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 532,610 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 使用貸借

利用権設定等の種類 使用貸借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2018年12月26日 終期 2028年12月31日 10年間

金額 無償

新規

地区担当委員 太田 福司 委員

使用貸借での3条許可の期間が満了したことによる、集積計画での権利の再設定の案件となります。

番号2番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 99,095 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2028年12月31日 10年間

金額 10a当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込

新規

地区担当委員 宮本 明夫 委員

番号3番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 2,509 m<sup>2</sup>

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2021年12月31日 3年間



金額 10a 当り 4,000円 毎年12月10日までに指定口座に振込  
新規

地区担当委員 片岡 文洋 委員

2番と3番については、所有者から農用地利用集積の申し出があった新規の案件となります。

番号4番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計16筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計364,438㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 利用権の移転

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2011年11月29日 終期 2021年9月29日 9年10ヶ月間

金額 年額537,625円 毎年12月10日までに指定口座に振込

経営移譲による利用権の移転 利用権移転の時期 2018年12月21日

所有者 札幌市 公益財団法人 北海道農業公社

借主の経営移譲に伴う、利用権の移転の案件となります。

番号5番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 1筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 45,502㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2023年12月31日 5年間

金額 10a 当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込  
更新

番号6番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計8筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計140,236㎡のうち113,562㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2023年12月31日 5年間

金額 10a当り6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

番号7番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計4筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計133,726㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2023年12月31日 5年間

金額 10a当り6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

番号8番

利用権の設定等を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定等をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下計2筆

台帳地目 畑

現況地目 畑

面積 合計99,591㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 2019年1月1日 終期 2023年12月31日 5年間

金額 10a 当り 6,000円 毎年11月30日までに指定口座に振込更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、1番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。  
太田 福司 委員より報告を求めます。

5番 議案第59号、番号1番について報告いたします。  
太田委員 10年前に貸主の経営移譲に伴い、農地法第3条にて使用貸借の許可を出した案件になります。今回農地法第3条の契約期間が満了になることから、集積計画において新たに契約を結びなおすこととなります。  
ご審議のほどよろしく申し上げます

議長 次に2番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。  
宮本 明夫 委員より報告を求めます。

8番 議案第59号、番号2番について報告いたします。  
宮本委員 貸主の経営移譲に伴う農地の賃貸の案件となります。  
地区農事組合を通じて借受希望者を公募したところ、隣接農地を使用している(利用権の設定等を受ける者)に貸し付ける事に決定しました。賃料については近隣農地の賃料を参考に10a当り6,000円で決定しました。  
ご審議のほどよろしく申し上げます

議長 次に3番の内容について地区担当委員より調査報告を求めます。  
片岡 文洋 委員より報告を求めます。

3番 議案第59号、番号3番について報告いたします。  
片岡委員 申請者から農用地利用集積の申し出があったことから、地区農事組合を通じて借受希望者を公募したところ、隣接農地を使用している(利用権の設定等を受ける者)に貸し付ける事に決定しました。賃料については近隣農地の賃料を参考に10a当り4,000円で決定しました。  
ご審議のほどよろしく申し上げます

議長 報告が終わりました。

番号4番については、経営移譲に伴う合理化事業の利用権移転のため、5番から8番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹内委員。

6番  
竹内委員

3番の賃貸案件ですが、申請地は農地としての利用は難しい土地という判断がされていたと思いますので、10a当り4,000円は高いのではないかと思います。10a当り4,000円となった理由を教えてくださいませんか。

議長

事務局より回答いたします。

笹田係長

竹内委員の質問についてですが、3番の申請地に隣接している土地を（利用権の設定等を受ける者）が借り受けており、利用されていないのなら一体的に使いたい、との申し出があったため、（利用権の設定等をする者）にご連絡しておりました。（利用権の設定等をする者）も貸付けることに合意していただき、地区調整も問題ないということで、集積での賃貸となりました。価格については希望価格を聞き取り、双方納得の上で決定しております。

6番  
竹内委員

分かりました。

議長

他に質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第59号、番号1番から8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（全員異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、1月31日（木）を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長

以上をもって、第18回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成30年12月20日

会 長 金野正喜

委員 (3番) 片岡文洋

委員 (4番) 宮嶋 敏男